

2011 年度 都道府県協会 公益目的事業等活動支援金限度総額について

平成 21 年度第 11 回 JFA 理事会にて承認された内容（「JFA メンバーシップ制度基本還元金」と「PHQ 支援制度」について）にて、平成 23 年度（2011 年度）都道府県協会に対する「基本交付金」ならびに「特別補助金」（今後は二つを合わせ「公益目的事業等活動支援金」と称する）の限度総額を別紙資料の内容にて内定した。

<別紙>

資料：2011 年度 都道府県協会 公益目的事業等活動支援金限度総額 内定額

<補足説明>

2009 年度 JFA 決算登録料収入に関する詳細は下記の通り。

登録料収入：2,009,269,500 円。各カテゴリーの内訳は、チーム登録料：109,917,000 円、選手登録料：927,368,500 円、監督登録料：28,062,000 円、役員登録料：5,242,000 円、資格登録料：15,110,500 円、フットサル登録料：101,176,000 円、審判登録料：567,602,500 円、指導者登録料：254,791,000 円。

都道府県別の公益目的事業等活動支援金の内定額を下記内容にて算出。

① 基本交付金Ⅰ：

2009 年度都道府県別登録納付料 15%

なお、各部より提供のあった登録数・登録料のデータから算出した登録料の総額が 2,009,568,000 円となり決算額と 298,500 円誤差あり。そのため基本交付金Ⅰの総額は 301,435,200 円（決算額比 15.0022%）。

② 基本交付金Ⅱ：

2009 年度 JFA 登録料総収入 30%（602,780,850 円）×都道府県別登録指数

*都道府県別登録指数：都道府県別登録数人口比を全国偏差値換算の上、指数化

③ 特別補助金Ⅰ：

2009 年度 JFA 登録料総収入 5%（100,463,475 円）×都道府県別マイナス是正指数

*都道府県別マイナス是正指数：過去 4 ヶ年平均支給額と上記①・②の合計支給額の都道府県マイナス分を算出。マイナス総額との比で指数化

④ 特別補助金Ⅱ：

上記①、②、③の合計額が、最低補償額が 1500 万円に満たない場合のみ支給

*和歌山県協会に対し 93,297 円支給

以上